

熊谷市入札適正化委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事若しくは製造の請負又は建設工事に係る調査、設計、測量等の業務委託（以下「建設工事等」という。）について、入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、熊谷市入札適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 市が発注した建設工事等のうち、委員会が抽出したのに関し、一般競争入札の設定理由及び経緯等、指名競争入札に係る指名理由及び経緯等並びに随意契約とした理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告をすること。
- (3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に係る入札及び契約手続の再苦情処理に関し、審議を行うこと。
- (4) 入札談合情報に係る対応に関し、審議を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、公正中立の立場で客観的に入札及び契約について審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等がある者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
ただし、緊急やむを得ない事情によるときは、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の議事の概要は、これを公表する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第4号までの事務について、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。